

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
八幡総合支所	8月31日	9月22日～ 10月22日	10月13日
松山総合支所	8月31日	9月22日～ 10月22日	10月14日
平田総合支所	8月31日	9月22日～ 10月22日	10月15日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から

説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促した。

八幡総合支所

指摘事項

○「財産に関する調書」への記載が漏れているもの

契約検査課の備品台帳一覧(R3. 8. 31現在)に記載されているが、決算関係書類である「財産に関する調書」への記載が漏れているものがあった。

令和3年度の決算においては遺漏のない調書を作成すること。

また、現在、契約検査課で各課に依頼している登録物品の現状と登録内容の現況確認をしっかりと行うとともに、財務規則に規定している毎年 1 回以上の物品の出納保管の状況調査等を行い、適正な物品管理を行うこと。

注意事項

○補助金等交付事務手続きが、補助金交付要綱どおり行われていないもの

八幡衛生組織連合会活動費補助金交付要綱第 7 条で、補助対象経費の20パーセント以内の経費配分の増減は、軽微な変更とし、補助事業等変更申請書の提出を要しないと定めているが、経費配分の増減が20%を超えているにもかかわらず、変更承認手続きがされていなかった。

補助金等の交付について、補助金等交付規則、要綱等に則り適正な事務処理を行うこと。

○経費の使途が補助金交付要綱の交付要件を満たしていないもの

八幡衛生組織連合会活動費補助金について、交付要綱で補助対象経費として規定されたものの以外の経費が計上されている。

補助金の使途について、飲食費や懇親会費など社会通念上、公金で賄われることがふさわしくない経費は補助対象経費から除外して、補助金等交付規則、補助金交付要綱等に則り適正に事務処理を行うこと。

松山総合支所

指摘事項

○内部けん制が的確に機能していないもの

平成28年から地域おこし協力隊員による公用車の事故が頻繁に起きていることから、平成30年度及び令和元年度の定期監査において、続けて改善事項、口頭注意事項としている。

これを受け、自動車学校での運転講習参加や交通規範の徹底、公用車管理の適正化を行っていたにもかかわらず、令和2年度には公用車の未報告自損箇所が2つ見つかった。

これまで所管部局として適正に対処してきたとは言い難いので、今後は原因を十分検証の上、地域おこし協力隊員に対する一層の指導徹底を行うこと。

○前年度指摘事項への対応について適切か疑義があるもの

○仕様書が適正か疑義があるもの

・令和2年度指摘事項として、「委託契約書に、業務内容に関する記載が示されていないため、業務の適正な履行の確認ができない」としたものに対し、対応状況として、委託契約書に「業務内容は別紙仕様書による」と記載して、仕様書を添付している。との回答があった。

実際は、仕様書の添付はあるものの、業務委託契約書に「業務内容は別紙仕様書による」との記載がないため、委託業務の内容が明確化されていないまま契約が行われていた。

・契約方法が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号による1者随意契約となっているが、業務内容はウォーキング事業の開催なので、2号に該当するか疑義がある

・仕様書の認定伺に入札または見積りに付する調書(予定価格)の資料がなく、仕様書内に金額が記載されている。

・相手方に見積書の提出依頼をする際に提示している仕様書に、「委託料の支払い」として委託金額が記載されている。

・相手方よりウォーキングのイベント開催のため2名の協力依頼があり、委託業務にもかかわらず支所職員が業務として参加している。土曜日のため振替休日を取得している(時間外手当も発生していると思われる)。

令和2年度の指摘事項に対する対応を行うとともに、委託業務の内容を明確化し、さらには地方自治法等の法令を順守した業務に努めること。

注意事項

○契約内容の履行確認が不十分なもの

委託完了通知書に作業日等の記載がなく、添付されている写真の限りでは、作業内容が仕

様書のとおりを実施されているか不透明であり、合格判断に疑義が残る。

債務の履行確認や実績報告の確認が行えるよう、適正な完成報告書等の提出を行わせること。

平田総合支所

注意事項

○履行確認が不十分なもの

業務委託契約書で月ごとの業務完了報告書の提出をもとめているが、提出がされていないまま委託料を支払っている。

契約内容に基づき業務完了報告書の提出を受け、回覧後、完了検査を行い、適切な債務の履行確認に努めること。